

「ベイスクエア・パーキング条例」別表新旧対照表

※ベイスクエア・パーキングは、条例上の金額を上限に、施設の指定管理者が料金を設定できることとしているため、実際の料金と異なる場合がありますが、ここでは条例上の金額を掲載しています。

ベイスクエア・パーキング条例 別表(第11条関係)

旧			
区分			使用料の額
普通自動車	一時使用	午前8時から午後10時まで	30分につき 210円
		上記以外の時間	30分につき 100円
	定期使用	全日	1月につき 30,240円
		平日	1月につき 10,800円
自動二輪車及び原動機付自転車	一時使用		1回につき24時間まで 620円
	定期使用	全日	1月につき 6,480円
回数券(210円券60枚つづり)			10,500円

備考

- 1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。
- 2 平日とは、月曜日から金曜日まで(休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))を除く。)の午前6時から午後12時までをいう。
- 3 1月とは、月の初日から末日までをいう。
- 4 午前6時から午後12時までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、平日においては1,650円を、日曜日、土曜日及び休日においては2,060円を限度とする。
- 5 定期利用の場合で、月の途中から使用するものについては、1月未満の月額料金の算定は、1月の料金を日割り計算した金額(1円未満の端数は切り上げる。)に当該日数を乗じて得た額とする。

新(R2.4.1以降)			
区分			使用料の額
普通自動車	一時使用	午前8時から午後10時まで	30分につき 210円
		上記以外の時間	30分につき 100円
	定期使用	全日	1月につき 30,800円
		平日	1月につき 11,000円
自動二輪車及び原動機付自転車	一時使用		1回につき24時間まで 630円
	定期使用	全日	1月につき 6,600円
回数券(210円券60枚つづり)			10,500円

備考

- 1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。
- 2 平日とは、月曜日から金曜日まで(休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。))を除く。)の午前6時から午後12時までをいう。
- 3 1月とは、月の初日から末日までをいう。
- 4 午前6時から午後12時までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、平日においては1,680円を、日曜日、土曜日及び休日においては2,100円を限度とする。
- 5 定期利用の場合で、月の途中から使用するものについては、1月未満の月額料金の算定は、1月の料金を日割り計算した金額(1円未満の端数は切り上げる。)に当該日数を乗じて得た額とする。